

# 工事記録写真撮影基準

		副管理者決定
	平成12年 4月 1日	12清施管第4 7号
改定	平成13年12月 1日	13清施管第1124号
改定	平成28年 2月25日	27清施技第1185号
改定	令和 2年 3月13日	31清施技第1243号
改定	令和 4年 3月 8日	3 清施技第1111号
改定	令和 5年 3月31日	4 清施技第1291号

## 第1章 総則

### 1 目的

この基準は、工事監督基準(平成12年4月1日付け12清施管第47号副管理者決定)に基づき工事記録写真の撮影方法及び整理について必要な事項を定め、受注者が工事の経過を適切に記録することを目的とする。

### 2 適用範囲

この基準は、東京二十三区清掃一部事務組合が施行する工事に適用する。ただし、この基準により難しい場合は、別の方法により処理することができる。

### 3 写真等の種別

この基準で規定する工事記録写真の種別は、次のとおりである。

- (1) 敷地状況写真
- (2) 安全管理写真
- (3) 施工状況・出来形確認写真
- (4) 材料検査・品質管理写真
- (5) 工事しゅん工写真
- (6) 工事状況記録ビデオ

### 4 撮影計画

受注者は、工事記録写真の撮影に先立ち、工事記録写真撮影計画書を監督員に提出し、承諾を受ける。

ただし、軽易な工事については、監督員の承諾を受けて提出を省略することができる。

## 第2章 写真撮影の方法

### 1 撮影箇所

工事記録写真の撮影箇所は、第1章3に示す種別ごとに必要な箇所を撮影する。

### 2 撮影時期

撮影に当たっては、常に工事進捗状況を把握し、工事関係者と打合せを行い、撮影時期を失しないようにする。

### 3 撮影方法

撮影は、形状、寸法、位置等が判別できるように黑板及び測定器具を添えて行い、一定方向から被写体に平行または直角に撮影することを原則とする。

#### 4 撮影に使用する機器類

##### (1) 撮影器具等

工事記録写真は、原則として、デジタルカメラとする。必要に応じ補助用具（三脚等）を使用する。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

##### (2) 黒板等

撮影に使用する黒板（白板等を含む）は、工事件名、工事種目、受注者、撮影年月日、撮影箇所、施工状況、寸法、規格、表示マーク、立会者名等のうち必要な事項が記入できるものとする。

##### (3) 測定器具

測定器具は、施工出来形寸法等を確認できる、箱尺、スチールテープ、リボンテープ等を使用する。

### 第3章 写真の整理と保存

#### 1 写真の確認

工事記録写真は、速やかに撮影内容の確認を行い、データを整理する。工事記録写真の信憑性を考慮し、対象物の画像加工など、工事記録写真の編集を行ってはならない。ただし、電子黒板を用いた写真において、小黒板情報の電子的記入はこれにあたらぬ。

#### 2 写真の色彩及び大きさ

工事記録写真はカラーとし、大きさは、1,200×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度とする。

デジタルカメラのデータのプリントは、フルカラープリンター300dpi以上、インク、用紙は通常の使用条件のもとで、3年程度顕著な劣化が生じないものとする。

#### 3 写真帳等

写真帳は、フラットファイル又はパイプ式ファイル（A4サイズ）を標準とする。ただし、しゅん工写真については、アルバムを標準とする。

写真帳等の表紙に、工事件名、工事場所、工期、受注者名等を記入し、背表紙には、工事件名及び年度を記入する。

#### 4 写真の整理

工事記録写真は、黒板（白板）の判読が困難となる場合又は黒板（白板）を写しこまない場合は、必要事項を添付する。

撮影箇所が分かりにくい場合は、撮影位置図、平面図、構造図等の説明図等を添付する。

#### 5 提出部数

写真帳等の提出部数は、1部とする。

#### 6 電子納品の取扱い

工事記録写真を電子納品する場合は、「工事成果物等の電子納品運用ガイドライン」（東京二十三区清掃一部事務組合）による。

#### (附則)

この基準は、平成13年12月1日から適用する。

#### (附則)

この基準は、平成28年2月1日から適用する。

ただし、既に契約している請負工事等において、従前の基準で作成又は提出が完了しているものについては適用しない。

(附則)

この基準は、令和2年4月1日から適用する。

ただし、既に契約している請負工事等において、従前の基準で作成又は提出が完了しているものについては適用しない。

(附則)

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

ただし、既に契約している請負工事等において、従前の基準で作成又は提出が完了しているものについては適用しない。

(附則)

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

ただし、既に契約している請負工事等において、従前の基準で作成又は提出が完了しているものについては適用しない。